

岡崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則をここに公布する。

平成25年 2 月12日

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市規則第 8 号

岡崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 指定介護老人福祉施設（第 3 条～第39条）

第 3 章 ユニット型指定介護老人福祉施設（第40条～第48条）

第 4 章 雑則（第49条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、岡崎市指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第57号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第 2 章 指定介護老人福祉施設

（従業者）

第 3 条 条例第 5 条第 1 項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 医師 入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (2) 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに 1 以上

(3) 介護職員又は看護職員

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法（当該指定介護老人福祉施設において、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下この号において同じ。）で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(7) 入所者の数が30を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、1以上

(8) 入所者の数が30を超えて50を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、2以上

(9) 入所者の数が50を超えて130を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、3以上

(10) 入所者の数が130を超える指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(4) 栄養士 1以上

(5) 機能訓練指導員 1以上

(6) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に指定介護老人福祉施設の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

3 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第61号）第50条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合の介護職員及び看護職員（第42条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

5 第1項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第1項第5号の機能訓練指導員は、入所者が日常生活を営む上で必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められ

る者でなければならない。

7 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

8 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

9 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項及び次条において同じ。）の本体施設である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、当該指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

（管理者）

第4条 条例第6条に規定する指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

（設備）

第5条 条例第7条第3項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 ブザー又はこれに代わる設備を備えること。
- (2) 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
- (3) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。
- (4) 洗面設備 次に定めるとおりとすること。

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 要介護者が使用するのに適したものとすること。

- (5) 便所 次に定めるとおりとすること。

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を備えるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

(6) 医務室 次に定めるとおりとすること。

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるとともに、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(7) 食堂及び機能訓練室 次に定めるとおりとすること。

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

イ 必要な備品を備えること。

(8) 廊下 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）とすること。

2 条例第7条第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

（管理者の責務）

第6条 指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させなければならない。

3 指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者に条例第8条から第11条まで及び次条から第39条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第7条 前条第2項の規定により施設サービス計画の作成に関する業務を担当する介護支援専門員（第18条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、第18条に規定する施設サービス計画の作成のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 入所申込者の入所に際し、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況その他必要な事項を把握すること。

(2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者の居宅における日常生活の可能性について定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、本人及

びその家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。

- (3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (4) 条例第9条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、当該入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (5) 条例第11条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- (6) 第36条第2項の事故の状況及び処置について記録すること。

(勤務体制の確保等)

第8条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(運営規程)

第9条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第11条第1項及び第30条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(入退所)

第10条 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を控除した数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、

指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

- 3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況その他の必要な事項の把握に努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入所者の居宅における日常生活の可能性について、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で定期的に協議して検討しなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、前項の協議の結果、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、本人及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（内容及び手続の説明及び同意）

第11条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定介護福祉施設サービスの提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、当該入所申込者又はその家族の同意を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容並びに次項のファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて重要事項を送信し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる電磁的記録媒体をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

3 電磁的方法は、入所申込者又はその家族がそれらの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項後段の規定による同意を得た指定介護老人福祉施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により、重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び同項後段の規定による同意をした場合は、この限りでない。

（サービス提供困難時の対応）

第12条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設の紹介等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第13条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者が提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第14条 指定介護老人福祉施設は、要介護認定の申請をしていない入所申込者に対しては、当該入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者が受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間の満了日の30日前までには行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第15条 指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入所年月日並びに入所介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第16条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費（同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この項において同じ。）が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。次項及び次条において同じ。）に該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る当該入所者が負担すべき対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。次項において「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前2項に定める場合において入所者から支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

- (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
 - (3) 入所者が選定する特別な居室の提供に伴い必要となる費用
 - (4) 入所者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用
 - (5) 理美容に要する費用
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、かつ、当該入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係る指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該指定介護福祉施設サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用については、文書による同意を得なければならない。（保険給付の請求のための証明書の交付）
- 第17条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、当該指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。
- （施設サービス計画の作成）
- 第18条 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該指定介護老人福祉施設の所在する地域住民の自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 2 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（次項及び第8項において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援

専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

- 4 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスに係る目標、その達成時期及び内容並びに提供上の留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護職員、看護職員その他の指定介護福祉施設サービスの提供に当たる計画担当介護支援専門員以外の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。第10項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、前項の施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得なければならない。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行わなければならない。この場合においては、前各項の規定を準用する。
- 9 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する計画の実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、定期的に、当該入所者に面接し、かつ、モニタリングの結果を記録しなければならない。
- 10 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めなければならない。
 - (1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - (2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
（介護）

第19条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、褥瘡^{じょくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容その他の介護を適切に行わなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、当該入所者の負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第20条 指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を適切な時間に提供するとともに、入所者ができる限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第21条 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第22条 指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、入所者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第23条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第24条 指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第25条 指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、当該入所者が退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第26条 指定介護老人福祉施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由がなく指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(定員の遵守)

第27条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第28条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症若しくは食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第29条 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あら

はじめ、協力病院（当該指定介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。）を定めなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定介護老人福祉施設との間で、入所者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている診療所をいう。）を定めるよう努めなければならない。

（掲示）

第30条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持）

第31条 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により入所者の同意を得なければならない。

（広告）

第32条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようしなければならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第33条 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護認定を受けている被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情への対応）

第34条 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項において同じ。）が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を

受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
この場合において、国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携等)

第35条 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力等により、地域との交流を図らなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、介護相談員派遣事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第36条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法その他の必要な事項が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、かつ、当該事実の分析をした改善策について、従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催すること。

(4) 従業者に対し、事故発生防止のための研修を定期的を実施すること。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(非常災害対策)

第37条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に、それらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、非常災害に備え、災害時における飲料水、食料その他必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(会計の区分)

第38条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第39条 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日（第4号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日）から5年間保存しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) 条例第9条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 条例第11条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第15条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 第36条第2項の事故の状況及び処置についての記録

第3章 ユニット型指定介護老人福祉施設

(趣旨)

第40条 前章（第3条及び第4条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(設備の基準)

第41条 条例第14条第3項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとすること。

ア 居室 ブザー又はこれに代わる設備を備えること。

イ 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を備えるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室 次に定めるとおりとすること。

ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるとともに、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(4) 廊下 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすることができる。

2 条例第14条第1項第2号から第5号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。（勤務体制の確保等）

第42条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（運営規程）

第43条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項
(介護)

第44条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、当該入居者の負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第45条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及

び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第46条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、当該入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入居者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(定員の遵守)

第47条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第48条 第6条、第7条、第10条から第18条まで、第21条、第23条から第26条まで及び第28条から第39条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第6条第3項中「条例第8条から第11条まで及び次条から第39条まで」とあるのは「条例第15条並びに条例第16条において準用する条例第8条、第10条及び第11条並びに第42条から第47条まで並びに第48条において準用する第7条、第10条から第18条まで、第21条、第23条から第26条まで及び第28条から第39条まで」と、第7条中「第18条」とあるのは「第48条において準用する第18条」と、同条第4号及び第39条第2項第2号中「条例第9条第5項」とあるのは「条例第16条において準用する条例第9条第5項」と、第7条第5号及び第39条第2項第3号中「条例第11条第2項」とあ

るのは「条例第16条において準用する条例第11条第2項」と、第7条第6号及び第39条第2項第6号中「第36条第2項」とあるのは「第48条において準用する第36条第2項」と、同条第2項第4号中「第15条第2項」とあるのは「第48条において準用する第15条第2項」と、同条第2項第5号中「第26条」とあるのは「第48条において準用する第26条」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第49条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、当該事務を所管する部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第3項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームについては、第5条第1項第7号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間適用しない。
- 3 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第5条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。
- 4 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第5条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかによるものとする。

- (1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
 - (2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- 5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（条例附則第5項に規定する転換をいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における第5条第1項第8号及び第41条第1項第4号の規定の適用については、第5条第1項第8号中「1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）とすること」及び第41条第1項第4号中「1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすることができる」とあるのは、「1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とすること」と読み替えるものとする。
- 6 当分の間、第16条第1項中「算定した費用の額」とあるのは「算定した費用の額（介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定介護福祉施設サービスについて同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第3項第1号中「食費の基準費用額（同条第4項」とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（施行法第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあつては、同項第1号に規定する食費の特定基準費用額）（法第51条の3第4項」と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額）」と、同項第2号中「居住費の基準費用額（同条第4項」とあるのは「居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額）（法第51条の3第4項」と、「居住費の負担限度額」とあるのは「居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額）」と読み替え

るものとする。

- 7 第39条第2項（第48条において準用する場合を含む。）の規定は、この規則の施行の日以後に完結した記録並びに同日以後に受領したサービスに要した費用に係る請求及び受領に関する記録について適用し、同日前に完結した記録又は同日前に受領したサービスに要した費用に係る請求及び受領に関する記録の保存期間については、なお従前の例による。